

＜ 医療保険 ＞ きゅあステーション料金表

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いただきます。

(令和6年6月現在)

1. 後期高齢者医療費保険証をもっている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢医療費
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の3割	保険者証に記載

2. その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

		ご利用者様負担額(1割負担)	
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	555円/日	保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問
	週4日目から	655円/日	
	週3日目まで	505円/日	准看護師による訪問
	週4日目から	605円/日	

注:週4日以上算定できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等と、急性憎悪その他主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めたことによる特別訪問看護指示書の指示期間中の利用者のみ

訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)	同一日に2人 週3日目まで555円/日 週4日目から655円/日	同一建物居住者への保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問
	同一日に3人以上 週3日目まで278円/日 週4日目から328円/日	
	同一日に2人 週3日目まで505円/日 週4日目から605円/日	同一建物居住者への准看護師による訪問
	同一日に3人以上 週3日目まで253円/日 週4日目から303円/日	
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (外泊中の訪問看護)	850円/回	同一日に訪問看護管理療養費は算定できない
訪問看護管理療養費	744円/月	月の初日の訪問の場合
	300円/日	月の初日の訪問の場合2日目以降の訪問の場合

注:訪問看護管理療養費は、安全な提供体制が整備され、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定している訪問看護ステーションが、訪問看護計画書・訪問看護報告書、精神科訪問看護計画書・精神科訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、利用者に対して休日、祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合に算定する。

3. 訪問看護療養費の加算等について

サービス内容	ご利用者様負担額(1割負担)	備考
24時間対応体制加算	680円/月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化 当時に、電話で看護に関する意見を求めること ができる体制にあり、必要時には訪問看護を行 います。
緊急訪問看護加算	265円/回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の支援 により緊急の訪問を行った場合
難病等複数回訪問看護加算 1日2回目 1日3回目	450円 800円	
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	520円	(週1日まで) 特別管理加算対象の方・特別指示書の場合 (週3日まで) 15歳未満・・・超重症児又は準超重症児 15歳未満・・・特別管理加算対象の方
乳幼児加算	130円/日	対象者・・・6歳未満 ※6歳未満とは、6歳の誕生日以降の最初の3月31日まで
複数名訪問看護加算 正看護師＋正看護師又は理学療法士 正看護師＋准看護師 ※週1回(回数制限のない場合もある)	450円 380円	一人での看護が困難である場合(利用者、家族 の同意を得た場合) ①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾 病等の方 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪 問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
夜間・早朝訪問看護加算	210円	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時
深夜訪問看護加算	420円	深夜とは22時～6時
退院時共同指導加算 (1回 ※がん末期等は2回)	800円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方 が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ス テーションの看護師等が共同して、居宅におけ る療養上必要な指導を行った場合
特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	200円	
退院支援指導加算	600円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣 が定める状態にある利用者が、保険医療機関 から退院する日に看護師等が療養上の指導を 行った場合
在宅患者連携指導加算 (月1回)	300円	医療関係職種間の連携による指導等
在宅患者緊急時等カンファ レンス加算(月2回)	200円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス
特別管理加算 (月1回) ・特別管理加算 I	500円	I. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切 開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテー テルを使用している状態
・特別管理加算 II	250円	II. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透 析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中 心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄 養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸 指導管理、在宅持続陽圧呼吸療養指導管理、 在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導 管理を受けている状態 人工肛門、人工 膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の 状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算 定されている状態

		ご利用者様負担額(1割負担)	
	医療DX情報活用加算(月1回)	50円	電子資格確認により、計画的で質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得、活用し電子情報処理組織の使用による請求を行った場合(マイナ保険証使用)
	ベースアップ評価料 I (月1回)	780円	医療従事者の人材確保、賃金水準を向上させ、医療サービスの継続的な提供を支えるための体制を実施している場合
	遠隔死亡診断補助加算	150円	在宅ターミナルケア加算を算定する患者様に対し、医師の指示の下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が医師の死亡診断の補助を行った場合
	訪問看護ターミナル療養費(介護保険との通算可能)	2500円	在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアを行った場合
	訪問看護ターミナル療養費(介護保険との通算可能)	1000円	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(看取り介護加算等を算定している利用者に限る)に対して、ターミナルケアを行った場合
	訪問看護情報提供療養費 I	150円	市等への情報提供
	訪問看護情報提供療養費 II	150円	医療的ケアが必要な小児の学校への情報提供

注: 特別指示書による訪問看護: 医療保険で回数制限のあるかた・介護保険の訪問看護をご利用中のかたに対して、医師より急性憎悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別指示が出た場合、一月につき指示の日から14日を限度として(但し、ア気管カニューレを使用している状態イ真皮を超える褥瘡状態のかたについては、月2回まで)訪問看護が適用となります。

4. その他利用料(ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額) 長時間、休日訪問の料金について(実費自己負担になります)

訪問提供時間帯	単位	金額
営業時間内で1時間30分を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の時)	8:30~17:30 30分毎	1000円
週3回を超える訪問(回数制限のある方)	1回	8500円

5. その他利用料(交通費等実費)

交通費	事業所を基点として 片道おおむね10Km以内・・・無料 片道おおむね10km以上・・・150円
-----	---

死後の処置料	10000円
連絡なしのキャンセル料	2000円

6. 緊急時の対応方法

- (1) 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変・その緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- (2) 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治報告しなければならない。
- (3) 電話での緊急連絡時、日中に看護師不在の場合は事務員・理学療法士が電話対応することがあるが、マニュアルを基に不備のないよう対応する。(マニュアル添付)